

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人中西学園
②設置大学名称	名古屋学芸大学
③担当部署	事務局
④問合せ先	office_ml@nuas.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 26 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 28 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.nuas.ac.jp/download/2026/governance_code_self-inspection_report2026.pdf
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を大学案内並びに大学ウェブサイトに掲載し、学生をはじめとするステークホルダーに対して明示しています。 (掲載先) https://www.nuas.ac.jp/profile/philosophy/index.html
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	各学部・学科における３つのポリシー（「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」）を定め、大学案内、大学の HP、学生便覧、履修の手引などを通じて学生や入学生に対して明示しています。 また、教学 IR データに基づき検証を図り、人材養成の目的、３つのポリシー、教育課程など改善を通じて、常に改革改善を行っています。 学生に対しては、入学時に実施する学科ガイダンスにおいて、３つのポリシーについて説明を図ると共に学生の学修成果の向上と進路実現に資する教育の質的向上に取り組んでいます。 (掲載先) https://www.nuas.ac.jp/profile/policy/index.html
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長、副学長、学部長等の役職者の職務権限および役割に関しては、名古屋学芸大学学則並びに副学長規程により、教学組織の権限と役割を明確にしています。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教員がその本来の業務である教育・研究に専念できるよう、各部署に事務職員を配置しています。 また、各教育組織におけるカリキュラム改編にあたり事務職員が積極的に関与する等、教育研究実施組織として、様々な取り組みを進めています。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組の基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント、以下同じ。）については、FD 推進委員会を設け、組織的な取組を行っています。 また、大学全体の FD だけでなく、各学部等においても、学部特性に応じた FD を実施し、教員の資質向上に努めています。SD（スタッフ・ディベロップメント）については、教職員が課題と感じているテーマの全学的な集合型研修並びにオンデマンドで実施しています。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	学長企画室を中心に、2029 年度に向けて中期計画“NUAS Next”（2023-2029）を策定しています。加えて毎年、具体的な重点項目として“アクションプラン”を策定しています。 (掲載先) https://www.nuas.ac.jp/profile/chuki/index.html
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	策定したアクションプランについては、学長企画室を中心に達成状況を管理把握し、その結果を内外に公表しています。 https://www.nuas.ac.jp/profile/chuki/index.html

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	「人間教育と実学」の建学の精神のもと、我々を取り巻く環境や日常に対して、「食」「創造・表現・造形」「心身・教育」「医療・看護」という 4 つの角度からアプローチしています。人間生活に起こりうる事象・課題について、本当の豊かさとは何か、そして、自然環境と共存する新しい文化や社会を構築するために必要なものとは何かなど、倫理的判断と強い責任感を持って、探究・創造できる有為な人材を養成することを目的としています。

実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	学長就任時のスローガンである「地域に学び、人と結び、人を支えて、世界にはばたく」のもと、「地域連携推進研究機構」を設置し、各学部の特徴と専門性を背景に、地域との共同プロジェクト、共同研究を推進してきました。 地域の企業と連携した社会実装の推進、自治体との連携事業や協働事業の中で、本学の建学の精神である「人間教育と実学」は具現化され、「人間の健康な生活」に貢献する人材育成につなげています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生に対応するとともに、一例として合理的な配慮を求める学生に対しては、個別相談を経て、学生が求める支援や配慮が必要な内容について確認並びに対応を行っています。また、学内関係者間で適切な情報共有、連携を行うことにしています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮しています。 現在は理事に 1 名、評議員に 4 名の女性が就任しています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	高い倫理観と専門性を備えた理事を確保するため、選任基準を明確化し、独立した選任機関を通じて透明性の高いプロセスで選任しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	適正な手続きと議事録作成により運営の透明性を確保しています。重要事項は事前に評議員会へ諮問・意見聴取を行い、適切な牽制と協働を図っています。

実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が職務と法的責任を適切に果たせるよう、経営情報を適時に提供し、ガバナンスやコンプライアンス等に関する内外の研修機会を継続的に支援しています。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監査の独立性と専門性を高めるため厳格な選任基準を設け、理事会から独立した評議員会の決議による選任を徹底しています。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の実効性を高めるため、監事・会計監査人・学内内部監査室の3者が相互に情報を交換し、密接に連携する体制を整備しています。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が適切な監査を実施できるよう、経営情報への日常的アクセスを保障し、監査手法の高度化や法令改正等に対応するための研修参加を積極的に支援しています。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	多角的な視点を反映するため、評議員の属性や構成割合を明確にしています。選任は評議員会自らの決議とし、特定の属性や年齢等への著しい偏りを防いでいます。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	適切な招集手続きと議事録作成により透明性を確保した運営を行っています。単なる承認機関に留まらず、重要事項の審議や意見具申を通じて建設的な牽制・協働体制を維持しています。

実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	建設的な審議を行うため、予算・決算、事業計画等の情報を事前に十分開示しています。学校ガバナンスに関する理解を深める情報提供や研修を設けています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	災害や不祥事などのリスク発生時に教育・研究活動を迅速に再開・継続できるよう、危機管理規定を整備・活用しています。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス規程を定め役員及び教職員へ法令順守の徹底を行い、万が一の役員の法令違反や不祥事発生時には、監事による是正請求や評議員による差止め請求等の自浄作用が直ちに作動する体制を整備しています。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	学校教育法施行規則（第 172 条の 2）等の法令に基づく情報公開については、大学ウェブサイトの「情報公開」において公開しています。 (掲載先) https://www.nuas.ac.jp/profile/information/index2.html
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、大学ウェブサイト等を用いて発信しています。 (掲載先) https://www.nuas.ac.jp/profile/information/index.html

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明